

第10回 大阪 水・環境ソリューション機構 運営会議

議事次第

日 時：平成28年4月19日（火）

10：00～11：30

場 所：大阪市役所 屋上階会議室

I 開 会

II 委員及び出席者紹介

資料-1

資料-2

III 議 題

資料-3

1. 会計、監事および幹事長の指名について（第1号議案）
2. 平成28年度事業計画について（第2号議案）
3. 平成28年度収支予算案について（第3号議案）
4. 平成28年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営費用に関する協定書の締結について（第4号議案）
5. 平成28年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務に関する協定書の締結について（第5号議案）
6. その他

IV. 閉 会

平成28年度 大阪 水・環境ソリューション機構 運営会議

委員・オブザーバー名簿

	委員名	所 属
委員 長	田中 清剛	大阪市 副市長
委 員	出野 精二	公益社団法人 関西経済連合会 常務理事・事務局長
委 員	児玉 達樹	大阪商工会議所 常務理事・事務局長
委 員	永井 文博	大阪市 建設局長
委 員	玉井 得雄	大阪市 水道局長
委 員	北辻 卓也	大阪市 環境局長
委 員	津組 修	大阪府 商工労働部長
委 員	井上 雅之	大阪市 経済戦略局長
オブザーバー	吉村 庄平	大阪府 都市整備部長
オブザーバー	大西 靖典	独立行政法人国際協力機構 関西国際センター 所長

第10回 大阪 水・環境ソリューション機構 運営会議

出席者名簿

	委員名	所 属
委員長	田中 清剛	大阪市 副市長
代理委員	松本 桂典	公益社団法人 関西経済連合会 産業部 参事
代理委員	中野 亮一	大阪商工会議所 経済産業部長
委 員	永井 文博	大阪市 建設局長
委 員	玉井 得雄	大阪市 水道局長
委 員	北辻 卓也	大阪市 環境局長
代理委員	北尾 保己	大阪府 商工労働部 成長産業振興室長
委 員	井上 雅之	大阪市 経済戦略局長
代理オブザーバー	長谷川 明巧	大阪府 都市整備部 下水道室長
オブザーバー	大西 靖典	独立行政法人国際協力機構 関西国際センター 所長

第10回 大阪 水・環境ソリューション機構運営会議

議 案 書

目 次

第 1 号議案	会計、監事および幹事長の指名について・・・・・・・・・・ P.1
第 2 号議案	平成 28 年度事業計画案について・・・・・・・・・・ P.2～3
第 3 号議案	平成 28 年度収支予算案について・・・・・・・・・・ P.4
第 4 号議案	平成 28 年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営費用に関する協定書の締結について・・・・・・・・・・ P.5～8
第 5 号議案	平成 28 年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務に関する協定書の締結について・・・・・・・・・・ P.9～11

第1号議案 会計、監事および幹事長の指名について

大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱第5条第4項により会計を、同条第5項により監事を、第6条第2項により幹事長を、運営会議委員長より指名する。

(運営会議委員長からの指名案)

- 会 計 : 永井委員(大阪市建設局長)【新任】
- 監 事 : 玉井委員(大阪市水道局長)【留任】、北辻委員(大阪市環境局長)【留任】
- 幹事長 : 佐崎幹事(大阪市建設局 水環境担当部長)【留任】

第2号議案 平成28年度事業計画案について

大阪水・環境ソリューション機構は、平成28年度で発足6年目、大阪府が参加してから5年目を迎える。この間、当機構の活動は、平成23年度の海外プロモーションを中心とした活動から、平成24年度以降の官民連携による調査等の支援を中心とした活動に移行している。

平成28年度も、前年度までの活動方針を継続し、ベトナム国等において大阪府市が参画する調査活動への支援を中心に、官民連携による事業化実現を目指して、以下の事業を実施する。

(1) 案件形成・事業化支援に関する活動

① 海外現地調査

▶ 海外現地調査

- ・ベトナム国やミャンマー国等へ案件の発掘、事業化のための現地調査を行う。
- ・経済団体のミッション団に参加し現地調査を行う。

② セミナー・視察受入支援

- ▶ 関係部局の海外活動に関連したセミナー支援
- ▶ 関係部局による海外からの視察受入支援

③ 国内でのニーズ等調査

- ▶ JICA研修員とのネットワーキングイベント開催
- ▶ ネットワーキングイベントへの参加

④ 課題整理・情報収集活動

- ▶ 過年度報告書への内容追加など

(2) 海外プロモーション活動

- ▶ 大阪府市の参画する見本市出展等との連携活動（随時実施）

(3) その他、前条に定める目的を達成するために必要な活動

① 各種会議等

- ▶ 運営会議 1～2回程度
- ▶ 幹事会 随時実施
- ▶ 実務者等による会議 随時実施
- ▶ 民間企業等へのニーズ調査、支援策検討等

② ホームページ整備等

- ホームページを維持するとともに、機構の活動を情報発信する。

第3号議案 平成28年度収支予算案について

平成28年度 収支予算（案）

（単位：円）

科目	予算額	摘要
I 収入の部		
分担金	10,500,000	大阪市3局(3,500,000円/局)
収入合計	10,500,000	
II 支出の部		
案件形成・事業化支援	7,450,000	
海外現地調査	2,050,000	
海外セミナー・視察受入支援	3,150,000	
国内でのニーズ等調査等	2,250,000	
その他	3,050,000	
各種会議等	2,150,000	
ホームページ整備等	900,000	
支出合計	10,500,000	

第4号議案 平成28年度大阪水・環境ソリューション機構事務局運営費用に
関する協定書の締結について

大阪水・環境ソリューション機構設置要綱第8条により、次の通り協定を締結する。

平成 28 年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営費用に関する協定書

大阪市建設局（以下、「甲」という。）、大阪市水道局（以下、「乙」という。）、大阪市環境局（以下、「丙」という。）は、事務局運営に要する費用について、大阪 水・環境ソリューション機構（以下「丁」という。）と、大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱（以下、「機構設置要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、機構設置要綱第 8 条に基づき、平成 28 年度の事務局の運営費用に関する必要な事項について定める。

（運営費用）

第 2 条 事務局運営に要する費用は、概算金 10,500,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）とし、分担金額は別表のとおりとする。

（費用の支払い）

第 3 条 丁は、報告書を提出した後、速やかに精算書を作成し、甲、乙、丙に提出しなければならない。

2 丁は、前項に基づき精算書を提出した日から 20 日以内に請求書により、甲、乙、丙に費用を請求するものとする。

3 甲、乙、丙は、前項の請求があったときは請求日から 30 日以内に支払いを完了するものとする。

（協定の期間）

第 4 条 この協定は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

（協定の変更）

第 5 条 この協定の内容を変更する必要がある場合には、甲、乙、丙、丁で協議の上、別途変更協定を締結するものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義を生じたときは、別途、甲、乙、丙、丁が協議して定めるものとする。

（協定書の効力発生日）

第 7 条 この協定書の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から遡って効力を生ずる。

この協定の締結の証として本協定書 4 通を作成し、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 4 月 日

甲 大阪市建設局長 永 井 文 博

乙 大阪市水道局長 玉 井 得 雄

丙 大阪市環境局長 北 辻 卓 也

丁 大阪 水・環境ソリューション機構
運営会議委員長 田 中 清 剛

別紙

表 運営費用分担表

甲	大阪市 建設局	3,500,000 円	(1/3)
乙	大阪市 水道局	3,500,000 円	(1/3)
丙	大阪市 環境局	3,500,000 円	(1/3)
合計		10,500,000 円	

第5号議案 平成28年度大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務に
関する協定書の締結について

大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱第7条により、次の通り協定を締結する。

平成 28 年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務に関する協定書

大阪 水・環境ソリューション機構（以下、「甲」という。）と一般財団法人都市技術センター（以下、「乙」という。）は、大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、機構事務局運営業務（以下、「業務」という。）について、次の各条項に従い、協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、大阪 水・環境ソリューション機構事業に必要な事務局運営を行うために必要な事項について定める。

（業務の内容）

第 2 条 業務の詳細は、別に定める仕様書（以下、「仕様書」という。）によるものとする。

（実施期間）

第 3 条 この業務は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

（業務費用）

第 4 条 業務にかかる費用は、概算金 10,500,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

（費用の支払い）

第 5 条 乙は、業務終了後速やかに精算書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に基づき精算書を提出した後、速やかに甲に請求書を提出しなければならない。

3 甲は、前項の請求があったときは、運営費用分担金の入金後、速やかに当該金額の支払いを完了しなければならない。

（業務の報告および検査）

第 6 条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知し、協定期間内に業務報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に業務の履行を確認するための検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。

（秘密の保持）

第 7 条 乙は、この業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義を生じたときは、別途、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定書の効力発生日)

第9条 この協定書の規定は、平成28年4月1日から遡って効力を生ずる。

この協定の締結の証として本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成28年4月 日

甲 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビルITM棟内
大阪水・環境ソリューション機構
運営会議委員長 田中清剛 ㊟

乙 大阪府中央区船場中央2丁目2番5-206号
船場センタービル 5号館2階
一般財団法人 都市技術センター
理事長 西尾誠 ㊟